

★よくある質問

移動支援活動に関するよくある質問についてまとめました。活動の参考にしてください。

| | 質問 | 回答 |
|---|---|--|
| 1 | 移動支援活動を実施するための車両は何を使えば良いですか？ | 主に以下の3パターンから選択することになります。 ①マイカー：個人所有車を利用。 ②専用車：活動を実施するために車両を購入。 ③リース車：社会福祉法人、医療法人や企業などが所有している車両をリース。 |
| 2 | ドライバーは第二種免許証が必要ですか？ | 必要ありません。第一種運転免許証があれば大丈夫です。 |
| 3 | 利用者から利用料を受け取ることはできますか？ | できます。具体的には ①任意の謝礼 ②ガソリン代や駐車場代などの実費相当額、 ③生活支援の一環として実施する場合の外出の付き添いに対する対価は受け取ることができるものとされています。 |
| 4 | 事故などの安全対策はどうすれば良いですか？ | 以下のような対策に取り組むことがドライバーと利用者それぞれの安心感につながります。 ・大臣認定講習実施機関からのドライバー講習を受ける ・活動実施時の運行を管理する(ドライバーの体調確認や運行記録の管理など) |
| 5 | 移動支援活動専用の保険はありますか？ | 移動支援活動専用の保険を扱っている会社があります。移動支援活動を行なう日のみに保険をかけることができ、自分で加入している任意保険に優先して使用することができます。 |
| 6 | 活動を立ち上げたいが、何から始めて良いか分かりません。誰に相談したら良いですか？ | 岡山市社会福祉協議会の各事務所にご相談ください。支え合い推進員が相談に乗ります。 |
| 7 | 活動立ち上げに向けて地域で勉強会を開催したいのですが、どこに相談すれば良いですか？ | 当課(岡山市地域包括ケア推進課)にご相談いただければ、アドバイザーをご紹介します。 併せてアドバイザー派遣補助金の活用もご検討ください。 |
| 8 | おでかけ応援隊補助金はどのような経費が補助対象になりますか？ | 事務経費や移動支援専用自動車保険料、安全運転向上のための講習会等の受講料、ボランティア人件費などが対象となります。 |
| 9 | おでかけ応援隊補助金はどのような団体が補助対象になりますか？ | 岡山市内に拠点を有し活動している団体で、高齢者等で構成される5人以上の団体が対象となります。 (例:協議体や町内会などの地縁団体) また、他の補助制度との併用は認められません。 |